

建築確認事前協議申請必要書類一覧

建築確認申請書（正本・副本）

下水道確約書 1 部（市様式：原本）

八幡市協議用（紙 1 部及び PDF データ）

PDF データ提出先：toshiseibi@mb.city.yawata.kyoto.jp

※データ容量は 10MB 以内とし 10MB を超える場合は複数に分けて提出して下さい。

- 1 建築確認事前協議申請書・同意書（市様式）
- 2 下水道確約書（市様式）の写し
- 3 建築確認申請書（正本一面～六面、委任状）の写し

※建築確認申請が電子申請の場合は建築確認事前協議用の委任状を添付。

- 4 個別に必要な書類（中高層の表示板写真、各種検査済証等：次項参照）
- 5 付近見取図（1/2500 原則、最新の H30 年修正版白図に記入のこと。

京都府・市町村統合型地理情報システム GIS からの出力でも可）

URL：http://www.pref.kyoto.jp/hq-gov/gis_system.html

- 6 配置図（市道名称、低層・中高層住居専用地域または最高高さ 10m を超える場合は北側の有効距離及び軒の出の寸法を記入。
図面に給水引込、メーターの位置及び口径を明記すること。）

- 7 敷地求積図（地積測量図等）
- 8 敷地断面図（二方向 高低差、道路、側溝、隣地含む）
- 9 排水計画図（別紙：排水計画図に関する事項参照）
- 10 平面図、立面図、断面図（最高高さ、軒高さが読み取れる立面図でも可）
- 11 平均 GL 算定図（地盤面に高低差がある場合）
- 12 面積表等（建築面積、延床面積が容易に確認できるもの）

※事前協議不要書類

建築計画概要書、構造図・設備図等の詳細図、構造計算等の書類、建築士免許証等、シックハウス対策関係書類、採光計算関係書類、換気等の書類

八幡市閲覧用 1 部

- 1 同意書の写し（建築確認事前協議申請書の裏面）
- 2 付近見取図（上記協議用 5 と同じもの）
- 3 配置図（上記協議用 6 と同じもの）
- 4 建築確認申請書二・三面の写し（【1. 建築主】の【ホ. 電話番号】は削除すること）

- ◇ 事前協議日数は、専用住宅及び相談書済みの物件については、
8 営業日程度必要ですので早めの提出をお願いします。
- ◇ 原則、専用住宅以外は事前協議前に相談書が必要となります。
- ◇ 既存敷地を分割し、複数戸の専用住宅を建築する場合は相談書からの協議となる場合があります。
- ◇ 地区計画の区域内における行為の届出書については事前協議と同時にまたは事前協議前に提出をお願いします。
- ◇ 高度地区における北側斜線制限の緩和については事前に都市整備課指導係まで相談をお願いします。
- ◇ 道路後退が生じる場合は、計画内容について事前に道路河川課まで必ず相談をお願いします。
- ◇ 事前協議に係る問い合わせ先：075-983-5843（都市整備課 直通）

4 個別に必要な書類一覧

中高層建築物表示板の写真（開発指導要綱第 26 条 地上 10m 以上又は
3 階建て以上の場合）

開発検査済証の写し（検査済証が添付できない場合は区画証明証の写し）

宅造検査済証の写し

道路位置指定書の写し

建築基準法第 43 条第 2 項の許可通知書

都市計画法第 53 条の許可書

建築協定の承認済の承認申請書の写し

※注意事項！！

- ◇ 市街化調整区域に建築される場合は、必ず事前に京都府山城北土木事務所建築住宅課開発指導係（都市計画法について）、八幡市農業委員会事務局（農地法について）、農業振興課（農業振興地域の整備に関する法律について）と協議して下さい。
- ◇ 建築基準法及び京都府条例の問い合わせについては、同土木事務所建築住宅課建築係（建築主事）へお願いします。